

「公社・事業団等外郭団体の見直しについて（第三次）」の取り組み結果について

1. 外郭団体の見直しの取り組み経過等

本県では、公社・事業団等外郭団体の見直しを行政改革の重点課題に位置付け、平成9年度から、主として県が2分の1以上の出資、出捐している団体を対象に、団体の設立の趣旨を再点検し、組織や経営のあり方などについて見直しを行ってきました。

「公社・事業団等外郭団体の見直しについて（第三次）」は、それまでの取り組みをさらに徹底して行うため、県議会での議論を踏まえて、平成14年5月に策定し、平成16年度までを取り組み期間として実施してきたものです。

2. 取り組み期間

平成14年度 ～ 平成16年度

3. 取り組み結果の概要

法人の統廃合

A 指定出資法人および特定法人（42法人 37法人）

削減数 5法人

(財)滋賀県建築助成公社  
(財)滋賀県レイカディア振興財団  
(財)滋賀県スポーツ振興事業団  
(財)滋賀県腎臓バンク  
(社)滋賀県養豚価格安定基金協会

B その他の出資法人

削減数 2法人

(財)野洲川整備公社  
(財)滋賀県アイバンク

C 統廃合による役職員数および経費の削減

|       |          |           |        |
|-------|----------|-----------|--------|
| 役員数   | 219名     | 97名(      | 122名)  |
| 職員数   | 228名     | 218名(     | 10名)   |
| 人件費   | 1,048百万円 | 1,022百万円( | 26百万円) |
| 管理運営費 | 432百万円   | 413百万円(   | 19百万円) |
| 支出決算額 | 3,089百万円 | 3,014百万円( | 75百万円) |

取り組み期間中における指定出資法人および特定法人の経費の削減

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 事務事業の減量化による経費削減 | 1,009百万円 |
| 人件費の削減          | 277百万円   |
| 計               | 1,286百万円 |

指定出資法人：県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の4分の1以上を出資し、かつ県の出資割合が最も高い出資法人

特定法人：県が資本金等の2分の1以上を出資している出資法人および指定出資法人のうち地方自治法施行令第152条第3項に規定する法人